

定 款

制定 平成22年4月1日
改正 平成23年3月29日
改正 平成24年3月14日
改正 平成25年3月12日
改正 平成26年3月18日
改正 平成27年3月10日
改正 平成27年6月23日
改正 平成28年3月10日
改正 平成29年3月8日
改正 平成30年3月31日
改正 平成31年3月12日
改正 令和元年8月26日
改正 令和 5年3月10日

公益財団法人 東京オペラシティ文化財団

公益財団法人 東京オペラシティ文化財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人東京オペラシティ文化財団(Tokyo Opera City Cultural Foundation)という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東京オペラシティ文化施設を拠点として、関連の文化施設と連携のうえ、音楽・美術を中心とする芸術を広く国民一般に提供するとともに、若手芸術家の発掘・育成や新たな芸術の創造・発信を図り、もって我が国の芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 音楽を中心とする公演等の企画、制作及び実施
- (2) 音楽を中心とするコンクール等の開催による助成及び顕彰
- (3) 美術を中心とする展覧会等の企画、制作及び実施
- (4) 音楽・美術に関する調査研究及び資料収集
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業については、日本全国において行うものとする。

(その他の事業)

第5条 この法人は、前条の事業の推進に資するため、東京オペラシティの音楽ホール、アートギャラリー等文化施設の管理運営を行う。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2. 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたもの及び、別表に掲げる公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定められた公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

3. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4. その他の財産は、特定費用準備資金及び芸術文化特別事業引当資産を含む。その運用については別に定める特定費用準備資金及び芸術文化特別事業引当資産取扱規定による。

(基本財産の維持及び処分)

第8条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2. この法人の事業遂行上、やむを得ない理由により、その全部又は一部を処分、除外又は担保に提供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会において、議決に加わることでできる理事及び評議員の3分の2以上の決議を得なければならない。

(財産の管理及び運用)

第9条 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産管理運用規定によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員会へ報告するものとする。これらを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3. 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会へ報告するものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項第3号から第6号までの書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、前項中、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 役員及び評議員の名簿
- (4) 役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4. 第1項及び第3項の書類については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

5. この法人は、第1項の評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

6. 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第3項第5号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第12条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第13条 この法人には、評議員6名以上15名以内を置く。

(選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3. 評議員は、役員又は使用人を兼ねることはできない。

4. 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(権限)

第15条 評議員は、評議員会を構成し、第18条第2項に規定する事項を決議するとともに、法令に定める個別の権限を行使する。

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補充により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された評議員が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第17条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員会等開催の都度、出席した評議員に対し、会議日当を支払うことができる。その額は、毎年総額150万円を超えないものとする。

2. 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員の報酬等並びに費用の支給の基準による。

第2節 評議員会

(評議員会)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2. 評議員会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員及び会計監査人の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額
- (3) 役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準
- (4) 計算書類等の承認(ただし、第11条第2項に該当する場合に限る)
- (5) 定款の変更
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (8) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 理事会において、評議員会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及びこの定款に定める事項

3. 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第40条第1項第1号の書面に記載した目的以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第19条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2. 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3. 臨時評議員会は、いつでも招集することができる。なお、翌事業年度の事業計画書、収支予算書等を審議する臨時評議員会を毎年3月に開催することとし、当該評議員会を定例評議員会と称する。

(招集)

第20条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2. 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3. 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第21条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である審議事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2. 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選で定める。

(定足数)

第23条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第24条 評議員会の議事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第189条第2項に規定する事項及び本定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員現在の数の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) 公益認定の取消等に伴う贈与及び残余財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するにあたっては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第28条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第25条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第26条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第27条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び当該評議員会において選任された出席者の代表2名以上が記名押印の上、これを保存しなければならない。

第5章 役員及び会計監査人並びに理事会

第1節 役員及び会計監査人

(種類及び定数)

第28条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2. 前項に規定する理事のうち、1名の代表理事及び2名以内の業務執行理事を置く。

3. この法人には、会計監査人を1名置く。

(選任等)

第29条 役員及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事及び監事を選任するにあたっては、第14条第2項の規定を準用する。この場合において、「評議員」とあるのはそれぞれ「理事」「監事」と読み替えるものとする。

3. 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。

4. 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。当該理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

5. 理事会は、理事の中から専務理事及び常務理事を選定することができる。ただし、合計で2名以内とする。当該専務理事及び常務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

6. 理事会は、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、専務理事・常務理事から1名を代表理事とすることができる。この場合の代表理事は、理事長の職務を代理し、又はその職務を行う。

7. 理事会は、第1項で選任された理事のうちから会長1名を選定することができる。

8. 理事、監事、会計監査人は、相互に兼ねることができない。

9. 監事及び会計監査人は、使用人を兼ねることができない。

10. 代表理事及び理事又は監事並びに会計監査人に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務と権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

2. 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 会長は、この法人の榮譽を代表する。
4. 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
5. 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
6. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務と権限)

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成すること
- (2) この法人の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは、意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事実があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(会計監査人の職務と権限)

第32条 会計監査人は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 法令で定めるところにより、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録その他法令で定める書類を監査し、会計監査報告を作成すること
- (2) 理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、ただちに監事に報告すること
- (3) その他会計監査人に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補充又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
4. 補充により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
5. 役員は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
6. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
7. 会計監査人は、前項の評議員会において別段の決議がなされなかったときは、当該評議員会において再任されたものとみなす。

(解任)

第34条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

2. 会計監査人が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2)会計監査人としてふさわしくない非行があったと認められるとき

(3)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

3. 監事は、会計監査人が前項の各号に該当するときは、監事全員の同意を得てその会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(報酬等)

第35条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準による。

4. 会計監査人の報酬等は、理事長が監事の過半数の同意を得て定める。

(取引の制限)

第36条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、当該取引につき重要な事実は開示し、その承認を受けなければならない。

(1)自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3)この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と当該理事との利益が相反する取引

2. 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第37条 この法人は、役員及び会計監査人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2. この法人は、理事(業務執行理事又は使用人でないものに限る)、監事及び会計監査人との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第38条 この法人には、若干名の顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事長が委嘱し、この法人の重要な業務について、理事長の諮問に応じる。

第2節 理事会

(理事会の構成)

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) この法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 代表理事、業務執行理事の選定及び解職
- (5) 会長、理事長、専務理事、常務理事の選定及び解職

2. 理事会は、前項の業務執行の決定の範囲内で理事に業務を委任することができるが、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定については委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額な借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第37条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第41条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 定時理事会は、毎事業年度に2回、定時評議員会と定例評議員会の前に開催する。

3. 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事長以外の理事から、理事会の目的である事項を記載した書面をもって、理事長に対し、招集の請求があったとき
- (3) 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 本定款第31条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は、監事が招集したとき

(招集)

第42条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2. 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知をしなければならない。

4. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、理事長とする。

(定足数)

第44条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第45条 理事会の議事は、この定款に別の定めがあるもののほか、議決に加わることで理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第46条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることで理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第47条 理事若しくは監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、本定款第30条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第48条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、記名押印の上、これを保存しなければならない。

第6章 賛助会員

(賛助会員)

第49条 この法人に賛助会員を置くことができる。

2. 賛助会員は、この法人の運営に関して財政的に寄与する法人その他の団体又は個人とする。

3. 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長がこれを決める。

第7章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 本定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を得て、変更することができる。

2. 前項の規定は、本定款の第3条、第4条、第5条及び第14条についても適用する。

3. 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に関する定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4. 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第51条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部又は一部の廃止をすることができる。

2. 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条に定める事由及びその他法令に定められた事由により、解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第53条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額があるときは、評議員会の決議により、当該財産に相当する財産の額を当該公益認定取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が、解散等により清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。ただし、重要な職員の任免については理事会の決議を得るものとする。

3. 職員は、有給とする。

(備付け帳簿及び書類)

第56条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かねばならない。

(1) 定款

(2) 役員及び評議員の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 定款に定める機関(理事会及び評議員会)の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員及び評議員の報酬等並びに費用の支給の基準

(7) 事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(8) 事業報告及び計算書類等

(9) 監査報告及び会計監査報告

(10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2. 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、本定款及び法令の定めによるとともに、本定款第57条第2項に定める情報公開規定によるものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第57条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規定による。

(個人情報の保護)

第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める個人情報保護関連規定による。

(公告)

第59条 この法人の公告は、官報に掲載する方法による。

2. 前項にかかわらず、この法人の貸借対照表は、定時評議員会毎にその終結の日後5年を経過する日までの間、継続してインターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法による。

第10章 補則

(委任)

第60条 本定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附則

1. この法人の設立当初の理事及び監事は、次のとおりとする。

理事(理事長)	小林 玉夫
理事(常務理事)	小野 博
理事	池田 礼子(関根 礼子)
理事	海老澤 敏
理事	大島 清次
理事	加戸 守行
理事	清水 務
理事	鈴木 重信
理事	竹中 統一
理事	田部井 正己
理事	遠山 一行
理事	弓倉 礼一
監事	河村 貢
監事	矢納 昭夫

2. 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4. この法人の最初の理事長は、田口彌とし、最初の業務執行理事(常務理事)は江間直樹とする。

5. この法人の移行後最初の役員は、次のとおりとする。

理事(理事長)	田口 彌
理事(常務理事)	江間 直樹
理事	海老澤 敏
理事	國分 正明
理事	酒井 忠康
理事	池田 礼子(関根 礼子)
理事	遠山 一行
理事	三ツ村 正規
理事	山木 利満
理事	山下 順弘
監事	鈴木 孟秋
監事	藤田 世潤

6. この法人の移行後最初の評議員は、次のとおりとする。

評議員	大崎 仁
評議員	大須 敏生
評議員	小澤 勉
評議員	加藤 貞男
評議員	金田 収
評議員	鈴木 隆敏
評議員	寺田 小太郎
評議員	中川 裕
評議員	西村 朗
評議員	船山 隆

7. この法人の移行後最初の会計監査人は、公認会計士渡辺俊之とする。

別表(定款第7条関係)

公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産

財産種別	場所・物量等
<p>絵画等 美術品</p>	<p>場所 収蔵庫</p>
	<p>戦後から現代までの日本美術の歴史に重要な足跡を残した美術家の作品を多数含む。難波田龍起(1996年文化功労者)の初期から最晩年までの絵画357点、その息子で夭折した難波田史男の絵画282点、舟越保武(1999年文化功労者)の彫刻23点、鈴木治の工芸19点など。 広く一般に公開し後世に伝えるべき、財団にとって不可欠な特定財産。</p>
	<p>数量 3,891点 (内訳) 絵画 3,526点 彫刻 169点 工芸 101点 写真 95点 (2023年3月末現在)</p>